

6 県庁内・県有施設の対応

(1) 県庁における感染防止対策

県庁における感染防止対策

1 概要

県庁においては、職員への感染拡大による公務への影響を最小限に抑えて業務執行体制を確保するとともに、来庁者の感染リスクを低減させるため、新型コロナウイルス感染症対策本部等の方針を踏まえ、健康管理にかかる職員への注意喚起や庁舎における感染対策を行ってきた。

2 経緯・取組内容

(1) 第1波（令和2年2月1日～令和2年6月9日）

新型コロナウイルスに関連した肺炎の海外での感染拡大を受け、令和2年1月28日に職員に対してインフルエンザの感染予防対策を基本とした感染対策を周知し、健康状況の把握とその報告を求めることとした。

その後は随時、具体的な感染予防対策や風邪症状等がある場合の対応などを職員に対して徹底した。あわせて、出勤が制限される場合や出勤自粛を求められた際のサービス上の取扱いを定めるとともに、感染拡大防止のための時差出勤やテレワークを導入し、会議や研修の開催方法の見直し等を行った。テレワークの導入については、令和2年2月から遠隔操作システムやWeb会議などのICTツールの拡充を行い、令和2年3月には約1,000アカウント、同4月には約2,000アカウント、同5月には約4,000アカウントの遠隔操作システムアカウントを用意した。

また、新型コロナウイルス対策本部会議で示された方針等を踏まえ、不要不急の外出自粛や分散勤務などによる接触機会の低減、職場で感染が発生した場合に備えた危機管理体制の検討などを行った。

緊急事態宣言解除後の令和2年5月26日には、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」を踏まえた感染機会の低減対策を推進するとともに、職員に対して県外への不要不急の移動を控えることなど、県民に協力を要請している事項について率先して実行するよう指示した。

なお、庁舎内における感染防止対策としては、当初から庁舎入口に消毒用アルコールボトルを設置し、エレベータボタン等のアルコールによる日常清拭消毒の実施やサーマルカメラの設置、職員への備蓄マスクの配布（2,582箱、129,100枚）などの感染防止対策を順次、講じていった。特に、「職員等の新型コロナウイルス罹患時における本庁舎等消毒対応要領（3月19日管財課長決裁）」及び「職員の新型コロナウイルス感染等に伴う本庁舎等消毒実施マニュアル（5月15日管財課長決裁）」を策定し、感染が疑われる職員が発生した場合の消毒方法を明確にした。

さらに、3つの密の防止として、冷暖房運転時以外の換気設備の運転、会議室の利用人数の縮小、パーティション設置にかかる情報提供等を行った。

(2) 第2波（令和2年6月10日～令和2年9月13日）

令和2年6月26日に再度の感染拡大を見据えた対策として、「新しい生活様式」の徹底に取り組むことなどを職員に指示し、その後もテレワークの推進やフレックスタイム制の活用などによって感染拡大のための対応を徹底することとした。

(3) 第3波（令和2年9月14日～令和3年2月22日）

令和2年11月5日には冬季におけるインフルエンザと新型コロナウイルスとの同時流行に備え、職員に感染対策と健康管理の徹底を指示した。

令和3年1月6日には、新たな緊急事態宣言の発出を見据え、庁内会議におけるWeb会議利用の原則化やコミュニケーションツールを活用することなどを徹底した。

令和3年2月3日には、緊急事態宣言の延長を受けて、これまでの取組を徹底するよう職員に指示した。

また、より多くの職員がテレワークをできるよう、令和3年2月、3月の遠隔操作システムのアカウント数を倍増させ、8,000アカウントとした。

(4) 第4波（令和3年2月23日～令和3年6月10日）

さらなる緊急事態宣言の延長を受け、令和3年3月5日にあらためて「新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用した感染防止対策の徹底を職員に指示した。

令和3年4月16日には、まん延防止等重点措置の適用を受けて、県民サービスの維持と職場における感染リスクの低減との両立が図られるよう、職員に対して引き続き感染対策を徹底することなどを指示した。

その後、ゴールデンウィーク前やまん延防止等重点措置の延長等の際し、職員に対して基本的な感染対策や「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店＋（プラス）」の認証を受けた飲食店の利用など感染拡大防止の取組について、模範となるよう率先して実行することを求めた。

(5) 第5波（令和3年6月11日～令和3年12月14日）

まん延防止等重点措置の延長や3度目の緊急事態宣言、再度のまん延防止等重点措置に際しては、職場内での感染拡大を防ぐための取組の再度の徹底や、職員に対してシーンに応じた留意事項を示し、感染対策を率先して実行し、

家族を含め地域のインフルエンサーとして積極的に役割を果たすことを求めた。

また、テレワークをさらに拡充できるよう、感染状況の落ち着きに伴って令和3年4月、5月に4,000アカウントとしていた遠隔操作システムのアカウント数を、令和3年6月以降再び増加させ、5,500アカウントとしたほか、令和3年12月以降は職員パソコンの切り替えに合わせて、県庁LANに接続可能な閉域SIMを内蔵したパソコンを導入し、遠隔操作システムから段階的にシフトすることとした。

Web会議ツールとして平成29年10月から導入していたZoomについても、令和3年11月から全庁職員に有償版ライセンスを付与し、コロナ禍における接触機会の低減やテレワークの推進のため、利用を拡大した。

さらに、ワクチン接種の職域接種会場を設置し、令和3年9月から10月にかけて、計14日、延2,813件の接種を実施した。令和4年2月からは、社会機能維持に必要な事業に従事する職員が濃厚接触者となった際に、待機期間短縮のため、抗原検査キットの配布を実施した。

(6) 第6波（令和3年12月15日～令和4年6月5日）

第5波の取組を継続して実施した。

(7) 第7波（令和4年6月6日～令和4年10月7日）

引き続き、率先して感染拡大防止対策を講じるとともに、会食を行う際には、危機管理や業務執行体制の確保に留意することなどを徹底した。

(8) 第8波（令和4年10月8日～令和5年5月7日）※5類移行時点を暫定的な終期とする

国の方針を踏まえた基本的感染予防対策を継続した。

3 実施上の課題と対応

未曾有の感染症に対して、混乱が生じないように速やかに職員に感染対策を徹底、浸透させることが求められた。そのため、常に最新の情報を収集することに努め、関係機関との情報共有を密にした。

埼玉県庁はさいたま市内の事業所であり、初期においては政令市であるさいたま市保健所の指示に基づく疫学調査や濃厚接触者の認定が行われていた。さいたま市による速やかな対応が困難であった感染拡大期等には、疫学調査や濃厚接触者の情報収集に協力し、連携して迅速な対応に努めた。

職員の通勤時や勤務時における感染リスクを低減させる必要があったため、テレワークの導入等を行い、遠隔操作システムやWeb会議などのICTツ

ールも導入したが、対面でのやり取りや紙の資料を参照しながら行う仕事のやり方が中心となっており、ただちにICTツールの導入による効果を発揮することが難しかった。

しかし、令和元年度以降、県庁内部での説明を積極的にオンライン、ペーパーレスに切り替えたことをはじめとして、ペーパーレスや電子決裁の徹底を進めていったことで、テレワークやオンライン会議が定着した。

4 ICTの活用

感染拡大防止のため、遠隔操作システムやWeb会議などのICTツールを活用してテレワークができる環境を整備し、人との接触機会の低減を図った。

5 広報・関係機関への周知

サービス上の取扱いや県庁における感染対策について、随時、関係団体に周知した。また、令和2年以降は、施設関係者や工事関係者の感染防止を図るため、現場における感染防止対策の徹底を受注業者等に周知した。

6 自己評価

早期から感染対策に取り組み、感染状況などの情報を、時機を捉えて発信することで対策の徹底を図った。これに加え、テレワークの推進等による感染リスクの低減にも積極的に取り組んだ結果、感染拡大による公務への影響を抑え、業務執行体制を確保することができた。

7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

- ・特に感染初期においては、速やかに具体的な感染対策を例示すること。
- ・職員に対する感染対策のための財政措置を確実に講ずること。
- ・さらなるテレワークの浸透と定着のため、マイナンバー利用事務系についてもテレワーク環境を実現できるよう必要な措置を講ずること。

8 根拠法令・事務連絡等

なし

9 事業費・財源

(1) ペーパーレス化等による働き方改革推進事業（テレワーク関係）

事業費 令和2年度 49,585,000円

財源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

(2) 公共的空間安全・安心確保事業

事業費 令和2年度 4,546,530円

財源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

(3) 新型コロナワクチン職域接種

事業費 令和3年度 15,967,795円

財源 地方職員共済組合埼玉県支部予算

(4) 社会機能維持者抗原定性検査事業

事業費 令和3年度 3,235,000円

財源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

(5) DX推進事業（テレワーク関係）

事業費 令和3年度 54,159,600円

令和4年度 39,196,080円

財源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

(6) DX推進事業（Zoom関係）

事業費 令和3年度 72,795,400円

令和4年度 73,544,000円

財源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

10 5類移行に伴う対応

国からの5類移行後の基本的感染対策等に関する通知を踏まえて、5月1日には、5類移行後の職員の感染対策について周知を行った。

また、職員への感染拡大による公務への影響を抑えるため、職員が感染した場合は、引き続き全数を所属から報告することとし、感染拡大が疑われる場合は職場の感染対策について助言を行っている。さらに、職員の感染状況をモニタリングすることにより、感染拡大の予兆の段階から、全庁職員に向けて、職員の感染状況を発信し、感染防止対策について注意喚起している。

(2) 県有施設における感染防止対策

さいたまスーパーアリーナ管理・運営

1 概要

さいたまスーパーアリーナは、コンサートやスポーツ、展示会などの多様なイベントが数多く開催される最大席数37,000席（アリーナモード22,500席）を擁する県所有の大規模集客施設である。

施設内には、メインアリーナやコミュニティアリーナといった大空間のイベントスペースのほか、会議室等としての利用が可能なT O I R O等があり、複数の民間企業がテナントとして利用している。

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、関係法令をはじめ国の基本的対処方針や事務連絡、県新型コロナウイルス対策本部会議の決定を踏まえ、指定管理者と協力、連携し必要な対策を講じながら施設の管理、運営を行った。

2 経緯・取組内容

(1) 第1波（令和2年2月1日～令和2年6月9日）

2月21日 指定管理者に対し、さいたまスーパーアリーナ及びけやきひろばでの主催事業等の実施について検討し、実施する場合は感染症拡大防止に向けた対応について依頼

社員等の感染症拡大防止に向けた対応として、マスク着用の奨励、手洗いの徹底及び発熱等の症状のある社員等の出勤自粛などの対応に配慮するよう促した。

2月27日 指定管理者に対し、指定管理者主催の大規模イベント等については、県主催イベントの取扱い（原則、中止または延期）に準じた対応を検討するよう依頼

それ以外のイベントについて実施する場合は、感染防止対策の徹底を指示するよう依頼

3月17日 3月下旬に開催予定であった1万人規模のイベントについて、感染拡大のリスクが懸念されるため、指定管理者に中止に向けた協力を依頼。3月18日に指定管理者が主催者を訪問し協力を依頼したが、法的強制力（緊急事態宣言で可能な新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく要請）がなく、補償もないなかで中止することはできないという主催者の意向が変わらなかった。

このため、感染対策を徹底することや観客全員の住所、氏名、

連絡先を把握するよう指定管理者を通じて主催者に求めた。

4月 1日 指定管理者に対し指定管理者主催のイベント以外についても県主催イベント等の取扱い（人が密集する場合や感染が発生した場合、参加者への確実な連絡と調査への協力が確保できない場合などには、原則、中止又は延期）を理解し協力するよう依頼

4月 7日 国が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言（1回目）を発令（5月25日まで延長）

緊急事態措置として、屋内県有施設（メインアリーナ、コミュニティアリーナ、展示ホール、TOIRO）を休館

6月 1日 「新しい生活様式」の定着や徹底した感染防止対策（入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気等）が実施されていること等を前提にイベントの開催制限を段階的に緩和

【コンサート等、展示会等】

6月 1日 参加人数を100人以下、かつ収容定員の50%以下

6月19日 参加人数を1,000人以下、かつ収容定員の50%以下

7月10日 参加人数を5,000人以下、かつ収容定員の50%以下

(2) 第2波（令和2年6月10日～令和2年9月13日）

6月13日 指定管理者が無観客有料配信の利用を開始

7月10日 「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」の運用開始
さいたまスーパーアリーナ、けやきひろばで実施されるイベントで必要に応じ導入するとともに、指定管理者からテナントに対してシステムの登録を働きかけた。

8月 1日 指定管理者が、来場者数の制限に対応して通常よりも安価となる臨時料金を設定し、イベント主催者が利用しやすい環境をつくった。

8月18日 指定管理者が、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」に基づき、コンサートやスポーツ等の興行催事を実施する主催者向けに具体的な感染防止対策を示した感染防止対応ガイドラインを作成

(3) 第3波（令和2年9月14日～令和3年2月22日）

9月18日 指定管理者に対して、参加人数及び収容率は、国が示す目安を上限とし、徹底した感染防止対策を講じた上で実施するよう依頼

12月25日 県では、事業者に対して感染状況及び専門家等の意見を踏まえ、観客が発声するイベントの中止などを要請することとなったため、指定管理者に対し、イベント等において観客が発声することのないよう、主催者とも協力し、十分な対策を取るよう依頼

1月7日 1月7日に国が緊急事態宣言（2回目）を発令したため、県では、国が定めた基本的対処方針に基づき1月8日から2月7日まで緊急事態措置等を実施（3月21日まで延長）
指定管理者においても既に施設利用の予約が行われている場合などを除き、休館するよう要請
イベントを開催する場合には、主催者などに対して感染対策を厳格に行うよう強く要請

(4) 第4波（令和3年2月23日～令和3年6月10日）

3月19日 3月21日をもって緊急事態宣言が解除。県では、国が定めた基本的対処方針等を踏まえ、段階的緩和措置等を実施することとした。

屋内県有施設については、飲食・飲酒や大声等を禁止するとともに感染対策を徹底することを厳守した上で再開

4月16日 4月20日から5月11日まで、県がまん延防止等重点措置等を実施することとしたため、指定管理者に対しまん延防止等重点措置等に係る県の協力要請への対応を依頼（8月1日まで）

(5) 第5波（令和3年6月11日～令和3年12月14日）

8月2日 7月30日に国が緊急事態宣言（3回目）を発令したため、県では、国が定めた基本的対処方針に基づき緊急事態措置等を実施

さいたまスーパーアリーナを含め屋内県有施設については、営業時間の短縮及び人数上限等の要請を受けている施設と同様の要請を遵守し、徹底した感染防止対策を講じ主催者に徹底させることを条件として開館

- 9月28日 9月30日に緊急事態宣言が解除され、10月1日から段階的緩和措置として感染対策を実施することになったため、指定管理者に対し、引き続き、イベント等の人数上限及び収容率の制限を要請するとともに、感染防止対策の徹底を依頼
- 10月29日 感染状況が落ち着いていることから、10月31日以降のイベント等の開催を一部緩和することになり、人数上限10,000人以下が削除（収容定員の50%）指定管理者に対し、引き続き、感染防止対策の対応を依頼
- 11月25日 国が定める基本的対処方針が変更され、「大声なし」の場合で、主催者が感染防止安全計画を策定し、県による確認を受けた場合、人数上限等を緩和することになった。

(6) 第6波（令和3年12月15日～令和4年6月5日）

- 1月19日 1月21日から国が定めた基本的対処方針に基づき、まん延防止等重点措置等を実施。感染防止安全計画策定対象（参加予定人数5,000人超かつ「大声なし」）のイベントについての人数上限は、従前の「収容定員まで」から20,000人までに縮小
- 3月22日 3月21日をもってまん延防止等重点措置が終了し、感染防止安全計画策定対象（参加予定人数5,000人超かつ収容率50%（大声なし））のイベントの人数上限を収容定員まで緩和

(7) 第7波（令和4年6月6日～令和4年10月7日）

- 8月3日 県のBA.5対策強化宣言の協力要請を踏まえ、感染防止対策と社会経済活動の両立を図るため、指定管理者に対し宣言に係る対応の協力を依頼
- 9月9日 イベント開催時に「大声なしエリア」、「大声ありエリア」を明確化した場合の収容人数の制限が緩和
引き続き、指定管理者に対しBA.5対策強化宣言に係る対応の協力を依頼

(8) 第8波（令和4年10月8日～令和5年5月7日）※5類移行時点を暫定的な終期とする

- 1月27日 収容人数の制限緩和の要件であったイベント開催における「大声なしエリア」、「大声ありエリア」の区分設定が廃止

3 実施上の課題と対応

感染防止対策が確立していない中、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針等や県新型コロナウイルス対策本部会議の決定を踏まえ、感染対策を実施した。

4 ICTの活用

- ・感染防止対策に体温センサー、CO₂濃度計測機器を活用した。
- ・さいたまスーパーアリーナの大型ビジョンやけやきひろばのデジタルサイネージを活用し、感染防止対策の注意喚起等を行った。
- ・指定管理者が無観客でのオンライン配信によるイベント利用を開始した。
- ・指定管理者がイベント主催者に対し、電子チケットの導入を推奨した。
- ・ホームページを活用し感染防止対策等を周知した。

5 広報・関係機関への周知

- ・国や県の通知等については、指定管理者に速やかに周知し徹底を図るよう依頼した。
- ・県民に対して、さいたまスーパーアリーナの大型ビジョンやけやきひろばのデジタルサイネージ等を活用し感染防止対策を周知した。

6 自己評価

指定管理者と密に調整を行い、連携して取り組んだことで、さいたまスーパーアリーナのイベント等でのクラスター発生事例はなく、適切に感染防止対策を講じることができた。

7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

今後の感染動向等を踏まえつつ、感染症対策と社会経済活動の両立を図りながら、指定管理者と協力、連携し施設の管理・運営を行う必要がある。

8 根拠法令・事務連絡等

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針等
- ・県民・事業者の皆様への協力要請
- ・彩の国「新しい生活様式」安心宣言 等

9 事業費・財源

施設休止等に伴う指定管理料の増額

事業費 令和2年度 559,529千円

財源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

10 5類移行に伴う対応

5月 8日 5類移行に伴い、彩の国「新しい生活様式」安心宣言制度が終了し、通常運営に移行

(イベント等主催者からの感染防止安全計画の提出も不要に)
指定管理者が作成した感染防止対応ガイドラインを廃止

5類移行後も引き続き、指定管理者が職員や館内スタッフ等の感染防止対策として手指消毒液を設置等している。また、ホームページに内閣府のバナーを設置し、感染防止対策について情報提供している。

埼玉スタジアム2002管理・運営

1 概要

埼玉スタジアム2002は、Jリーグ浦和レッズの本拠地であり、日本代表戦も開催される、収容人数63,700人の日本最大規模のサッカー専用スタジアムである。管理については、指定管理者制度を導入している。

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、関係法令をはじめ国の基本的対処方針や県新型コロナウイルス対策本部会議の決定を踏まえ、指定管理者や興行主と協力、連携し必要な対策を講じながら施設の管理、運営を行った。

2 経緯・取組内容

(1) 第1波（令和2年2月1日～令和2年6月9日）

2月20日 第1回新型コロナウイルス対策本部会議において、県主催イベントの中止又は延期を判断する（指定管理者に対して県の考え方を伝え、事業実施の参考としていただく）方針が示されたことを受け、16日の試合を最後に、2月下旬よりJリーグ等大規模試合を延期・中止（14試合が影響）

4月7日 国が新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言（1回目）を発令（5月25日まで）

6月1日 国の方針に沿って「新しい生活様式」の定着等を前提にイベント開催制限の段階的緩和

【屋外プロスポーツ等】

7月9日まで 無観客

7月31日まで 屋外イベントは参加人数5,000人（人と人の距離を十分に確保（できるだけ2m）すること）

（9月30日まで延長）

6月4日 緊急事態宣言の解除を受け、浦和レッズが彩の国「新しい生活様式」安心宣言を策定

(2) 第2波（令和2年6月10日～令和2年9月13日）

7月4日 Jリーグ浦和レッズ戦が無観客で再開

7月12日 Jリーグ浦和レッズ戦が有観客で開催
（参加者数の上限5,000人）

Jリーグ浦和レッズ戦のチケットはオフィシャル販売サイトにおいて販売することにより、販売時に氏名、連絡先等の情報を把握することとした。また、7月10日から「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」の運用が開始され、参加者への登録を呼びかけた。

(3) 第3波（令和2年9月14日～令和3年2月22日）

9月17日 イベントの参加人数・収容率は国が示す目安を上限とすることとし、9月19日から当面11月末まで、イベント参加人数を収容人数の50%に拡大

1月8日 令和3年1月7日に国が緊急事態宣言（2回目）を発令したため、県では、国が定めた基本的対処方針に基づき1月8日から2月7日まで緊急事態措置等を実施（3月21日まで延長）し、イベント参加人数の上限を5,000人に縮小

(4) 第4波（令和3年2月23日～令和3年6月10日）

3月19日 3月21日をもって緊急事態宣言が解除。県では、国が定めた基本的対処方針等を踏まえ、3月22日から段階的緩和措置等を実施することとした。イベント参加者数の上限を10,000人に拡大

4月16日 4月20日から5月11日まで、県がまん延防止等重点措置等を実施することとしたため、イベント参加者数の上限を5,000人に縮小（8月22日まで延長）

(5) 第5波（令和3年6月11日～令和3年12月14日）

8月2日 7月30日に国が緊急事態宣言（3回目）を発令したため、県では、国が定めた基本的対処方針に基づき緊急事態措置等を実施。イベント参加者の上限5,000人

10月1日 9月30日に緊急事態宣言が解除され、10月1日から10月25日まで、段階的緩和措置として感染対策を実施することとなった。参加者数の上限を10,000人に拡大

10月31日 感染状況が落ち着いていることから、イベント等の開催を一部緩和することになり、「大声なし」の場合、参加人数上限10,000人が削除（収容定員の50%）

11月25日 国が定める基本的対処方針が変更され、「大声なし」の場合

で、主催者が感染防止安全計画を策定し、県による確認を受けた場合、参加人数上限を緩和（収容定員の100%）するとされたことを受け、12月12日、サッカー天皇杯準決勝2試合が新型コロナウイルスの感染拡大後、国内主要プロスポーツで初めて観客数制限なしで開催

(6) 第6波（令和3年12月15日～令和4年6月5日）

1月19日 1月21日から、国が定めた基本的対処方針に基づき、まん延防止等重点措置等を実施。感染防止安全計画策定対象（参加予定人数5,000人超かつ「大声なし」）のイベントの人数上限を20,000人に縮小

3月22日 3月21日をもってまん延防止等重点措置が終了し、感染防止安全計画策定対象（参加予定人数5,000人超かつ「大声なし」）のイベントの人数上限を収容定員まで緩和

(7) 第7波（令和4年6月6日～令和4年10月7日）

8月10日 Jリーグ浦和レッズ戦が声出し応援の段階的導入運営検証対象試合となり、Jリーグの「声出し応援に関するガイドライン」の遵守を条件として一部の席において声出し応援が可能となる。

9月 9日 「大声なしエリア」「大声ありエリア」を明確化した場合の参加者数の制限を緩和（大声なしエリア100%、大声ありエリア50%）を受け、9月以降のJリーグ浦和レッズ戦、11月16日の浦和レッズ vs アイントラハト・フランクフルトを声出し応援適用試合として開催

(8) 第8波（令和4年10月8日～令和5年5月7日）※5類移行時点を暫定的な終期とする

1月27日 国が参加者数の制限緩和の要件であったイベント開催における「大声なしエリア」「大声ありエリア」の区分設定を廃止したことを受け、Jリーグは1月30日、試合運営のガイドラインを改定し、収容人数の100%、すべての観客席で声出し応援を可能とした。

4月15日 Jリーグ浦和レッズ戦を参加者数制限なし、声出し可能で開催

3 実施上の課題と対応

令和4年5月21日、7月2日開催の浦和レッズの試合において、当時禁止されていた声出し応援が浦和レッズサポーターによって行われたため、県から浦和レッズに対し、新型コロナウイルス感染症対策に関する県の要請事項やJリーグのガイドラインを確実に順守するよう、依頼文書を発出するなど対応を行った。

4 ICTの活用

埼玉スタジアムの大型ビジョンを活用し、感染防止対策の注意喚起等を行った。

感染防止対策に体温センサー、CO₂濃度計測機器を活用した。

感染防止対策や施設休止や利用時間短縮の周知にホームページ等を活用した。

5 広報・関係機関への周知

国や県の通知等については、指定管理者に速やかに周知し徹底を図るよう依頼した。

埼玉スタジアムの大型ビジョンや館内放送、ホームページにより基本的感染対策について周知した。また入場制限等を実施した場合は、ホームページ等で周知した。

6 自己評価

声出し応援禁止などの感染防止対策について、興行主と随時綿密に調整を行い、徹底を図った。これにより、クラスター発生事例等はなく、また利用者が園内で感染したという保健所等からの連絡もなかったため、感染防止対策は徹底できた。

また、埼玉スタジアムのビューレストランではテレワークが行えるプランを導入するなど、コロナ禍を機に、創意工夫を凝らした取組を行ったことは、社会状況の変化にも対応可能な管理運営につながる経験となったと考える。

7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

感染拡大時には、声出し応援の制限等、有効な感染防止対策について、興行主等を通じた働きかけ等により徹底を図っていくことが必要となる。

8 根拠法令・事務連絡等

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

- ・ 県民・事業者の皆様への協力要請
- ・ 彩の国「新しい生活様式」安心宣言 等

9 事業費・財源

施設休止等に伴う指定管理料の増額

事業費 令和2年度 60,399千円

財 源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

10 5類移行に伴う対応

5月 8日 5類移行に伴い、彩の国「新しい生活様式」安心宣言制度が
5月7日をもって終了し、通常運営に移行
(イベント等主催者からの感染防止安全計画の提出も不要に)
Jリーグが定める「新型コロナウイルス感染症対応ガイドラ
イン」についても、5月7日をもって運用が終了

5類移行後の感染防止のための対応については、各公園の指定管理者に通知を行い、国などが作成した新型コロナウイルス感染防止に関する最新のチラシについて、園内での掲示やホームページへの掲載により周知に協力するよう要請している。

これ以外の個別の対策については、国が定めた「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的感染対策の考え方について」を参考に検討することとし、一律の対策は求めないこととしている。

県営公園管理・運営

1 概要

県営公園には、休息、散策、遊戯、運動等の屋外レクリエーションの場として利用されるもののほか、大規模なレジャープールなど特色のある公園、こども動物自然公園、所沢航空発祥記念館、さいたま水族館等の集客施設、パナソニックワイルドナイツの本拠地として試合が開催される熊谷スポーツ文化公園など、31公園がある。このうち、都市整備部が管理しているのが28公園あり、別項目に記載する埼玉スタジアム2002を除く27公園を対象とする。なお、大宮公園の一部を除き、指定管理者制度を導入している。

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、関係法令をはじめ国の基本的対処方針や事務連絡、県新型コロナウイルス対策本部会議の決定を踏まえ、指定管理者と協力、連携し必要な対策を講じながら施設の管理、運営を行った。

2 経緯・取組内容

(1) 第1波（令和2年2月1日～令和2年6月9日）

2月27日 第1回新型コロナウイルス対策本部会議において、県主催イベントの中止又は延期を判断する（指定管理者に対して県の考え方を伝え、事業実施の参考としていただく）方針が示されたことを受け、県主催・指定管理者主催イベント（*）等の中止・延期

3月 2日 こども動物自然公園、所沢航空発祥記念館、さいたま水族館等の集客施設を休止

4月 7日 国が新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言（1回目）を発令したことを受け、テニスコートや野球場等の屋外有料施設の利用を休止

4月25日 駐車場や大型遊具の利用を休止

4月27日 ブランコや滑り台等の小型遊具の利用を休止

5月 8日 夏季プールの中止を決定

5月16日 小型遊具の利用を再開

6月 1日 緊急事態宣言の解除を受けて、屋外有料施設や駐車場を順次再開したほか、各公園において彩の国「新しい生活様式」安心宣言を策定

* ジャパンラグビートップリーグ（現在のリーグワン）のパナソニックワイルドナイツ戦など興行主によるイベントは含まない。

(2) 第2波（令和2年6月10日～令和2年9月13日）

6月10日 大型遊具の利用を再開

6月22日 こども動物自然公園、さいたま水族館等の集客施設を再開

(3) 第3波（令和2年9月14日～令和3年2月22日）

12月24日 感染拡大により、所沢航空発祥記念館、さいたま水族館、熊谷ドーム等の屋内施設を休止

1月8日 1月7日に国が緊急事態宣言（2回目）を発令したため、県では、国が定めた基本的対処方針に基づき1月8日から緊急事態措置等を実施することとなった。屋内施設の休止期間を延長したほか、屋外有料施設の午後8時以降の利用を休止。イベントについても原則中止又は延期。こども動物自然公園の入場を事前登録制とし、同時入場を制限した。

施設	上限数（人）
こども動物自然公園	10,000

(4) 第4波（令和3年2月23日～令和3年6月10日）

3月5日 お花見宴会自粛の対応について、県から指定管理者に通知

3月22日 3月21日をもって緊急事態宣言が解除。県では、国が定めた基本的対処方針等を踏まえ、段階的緩和措置等を実施することとし、屋内施設については、飲食・飲酒や大声等を禁止するとともに感染対策を徹底することを厳守した上で再開。屋外有料施設については午後9時までの利用に緩和、イベントの原則中止又は延期については継続。

こども動物自然公園の事前登録制及び同時入場制限を継続し、土日は予約制とした。さいたま水族館、所沢航空発祥記念館、秩父ミュージックパーク音楽堂で同時入場を制限

施設	上限数（人）
こども動物自然公園	10,000
さいたま水族館	400
所沢航空発祥記念館	300
秩父ミュージックパーク音楽堂	300

4月20日 まん延防止等重点措置の適用に伴い、適用地域での屋外有料施設の利用時間を午後8時までに短縮（8月1日まで）

こども動物自然公園の事前登録制及び同時入場制限を継続し、ゴールデンウィーク中及び土日は予約制とした。さいたま水族館、所沢航空発祥記念館、秩父ミュージックパーク音楽堂での同時入場制限を継続

施設	上限数（人）
こども動物自然公園	10,000
さいたま水族館	400
所沢航空発祥記念館	300
秩父ミュージックパーク音楽堂	300

4月25日 東京都における緊急事態措置等の発出により都立公園の駐車場が閉鎖となったため、隣接するみさと公園及び和光樹林公園の駐車場を閉鎖

5月12日 すべての県営公園の駐車場を閉鎖（6月20日まで）

(5) 第5波（令和3年6月11日～令和3年12月14日）

6月21日 駐車場の利用再開

7月29日 7月31日から予定していた夏季プールの開園を中止

8月2日 7月30日に国が緊急事態宣言（3回目）を発令したため、県では、国が定めた基本的対処方針に基づき緊急事態措置等を実施。屋外有料施設の利用時間を午後8時までに短縮

こども動物自然公園の事前登録制及び同時入場制限を継続し、土日の予約制は終了。さいたま水族館、所沢航空発祥記念館、秩父ミュージックパーク音楽堂での同時入場制限を継続

施設	上限数（人）
こども動物自然公園	10,000
さいたま水族館	400
所沢航空発祥記念館	300
秩父ミュージックパーク音楽堂	300

10月1日 9月30日に緊急事態宣言が解除され、10月1日から段階的緩和措置として感染対策を実施することになったため、屋外有料施設の利用時間を午後9時までに緩和

こども動物自然公園の事前登録制及び同時入場制限を継続。さいたま水族館、所沢航空発祥記念館、秩父ミュージックパーク音楽堂で同時入場を制限

施設	上限数（人）
こども動物自然公園	10,000
さいたま水族館	400
所沢航空発祥記念館	300
秩父ミュージアムパーク音楽堂	300

10月25日 段階的緩和措置の終了により、感染対策を徹底した上で原則通常運営（さいたま水族館、所沢航空発祥記念館、秩父ミュージアムパーク音楽堂での同時入場の制限を解除）

（6）第6波（令和3年12月15日～令和4年6月5日）

1月21日 国が定めた基本的対処方針に基づき、まん延防止等重点措置等を実施。こども動物自然公園、さいたま水族館、所沢航空発祥記念館で同時入場を制限

施設	上限数（人）	
こども動物自然公園	園内	10,000
	こどもの城	150
さいたま水族館	400	
所沢航空発祥記念館	300	

3月22日 3月21日をもってまん延防止等重点措置が終了したため、感染対策を徹底した上で原則通常運営

こども動物自然公園の園内の入場制限は解除し、こども動物自然公園内のこどもの城、さいたま水族館、所沢航空発祥記念館、については、同時入場制限を継続

施設	上限数（人）
こども動物自然公園こどもの城	150
さいたま水族館	400
所沢航空発祥記念館	300

（7）第7波（令和4年6月6日～令和4年10月7日）

7月16日 来場者数を収容人数の50%（しらこぼと5,000人、川越4,000人、加須2,000人）以下とし、夏季プールを再開。開園時間に集中する混雑（三密）が予想されたため、午前中については1時間単位で一定数のチケット販売を行い、入園者数をコントロールした。

- (8) 第8波(令和4年10月8日～令和5年5月7日) ※5類移行時点を暫定的な終期とする
 3月14日 所沢航空発祥記念館の同時入場制限を300人から600人に変更

施設	上限数(人)
こども動物自然公園こどもの城	150
さいたま水族館	400
所沢航空発祥記念館	600

- 4月1日 こども動物自然公園こどもの城の同時入場制限を150人から250人に、さいたま水族館の制限を400人から500人に変更

施設	上限数(人)
こども動物自然公園こどもの城	250
さいたま水族館	500
所沢航空発祥記念館	600

3 実施上の課題と対応

感染防止対策が確立していない中、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針や県新型コロナウイルス対策本部会議の決定を踏まえ、感染対策を実施した。

4 ICTの活用

感染防止対策に体温センサー、CO2濃度計測機器を活用した。

感染防止対策や施設休止や利用時間短縮の周知にホームページ等を活用した。

5 広報・関係機関への周知

国や県の通知等については、指定管理者に速やかに周知し徹底を図るよう依頼した。

各公園において、掲示板、ホームページや園内放送により基本的感染対策について周知した。入場制限等を実施した場合には、ホームページ等で周知した。

また、水上公園プールの運営については、さいたま市と情報共有を行うとともに、公園施設以外の大規模集客施設(さいたまスーパーアリーナ)とも情報共有を行った。

6 自己評価

園内でのクラスター発生事例はなく、また利用者が園内で感染したという保健所等からの連絡もなかったため、感染防止対策は徹底できたと評価できる。特に、県営プールの入園者数のコントロールは、入園者に一定の制限を加えるものであるが、混雑対策としては効果があったと評価できる。

感染対策だけでなく、コロナ対策として、各公園でコロナ渦においても楽しんでいただける取組や収益を上げられる取組を行った。例えば、さいたま水族館ではネット上でのバーチャル水族館の配信開始など新たな利用者サービスの提供に取り組んだ。こども動物自然公園では、ユーチューブでの有料広告の配信や園内の売店で販売するグッズのオンラインショッピングに取り組んだ。

このように、感染対策だけでなく、コロナ渦を機に、創意工夫を凝らした取組を行ったことは、社会状況の変化にも対応可能な管理運営につながる経験となったと考える。

7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

特になし

8 根拠法令・事務連絡等

内閣府 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
県 県民・事業者の皆様への協力要請等

9 事業費・財源

(1) 施設休止等に伴う指定管理料の増額（埼玉スタジアム2002を除く）

事業費 令和2年度 131,144千円

財源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

(2) AIサーマルカメラの購入

事業費 令和3年度 1,111千円

財源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

10 5類移行に伴う対応

5月8日 5類移行に伴い、彩の国「新しい生活様式」安心宣言制度が
5月7日をもって終了し、通常運営に移行

(イベント等主催者からの感染防止安全計画の提出も不要に)

5類移行後の感染防止のための対応については、各公園の指定管理者に通知を行い、国などが作成した新型コロナウイルス感染防止に関する最新のチ

ラシについて、園内での掲示やホームページへの掲載により周知に協力するよう要請している。

これ以外の個別の対策については、国が定めた「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的感染対策の考え方について」を参考に検討することとし、一律の対策は求めないこととしている。

その他の県有施設における感染防止対策

平和資料館、埼玉会館、彩の国さいたま芸術劇場、
県民活動総合センター、男女共同参画推進センター、
生活科学センター、武道館、スポーツ総合センター

1 概要

各施設において、県の方針に従い適切に対応した。

2 経緯・取組内容

(1) 第1波（令和2年2月1日～令和2年6月9日）

緊急事態宣言・宣言延長を受け、原則休館（5月31日まで。男女共同参画推進センターについては相談事業のみ実施）

(2) 第2波（令和2年6月10日～令和2年9月13日）

宣言の解除を受け、感染防止対策を徹底し順次再開

定員の50%以内（大声での歓声等なしで100%）、稽古場・練習室・会議室等については通常定員の50%とするなど、利用条件を設定して運営

(3) 第3波（令和2年9月14日～令和3年2月22日）

同上

(4) 第4波（令和3年2月23日～令和3年6月10日）

感染防止対策を徹底し条件付きで開館

- ・利用人数制限（例：定員の50%以内、大声での歓声制限 等）
- ・開館時間の短縮（例：午後8時まで）
- ・団体利用の新規受付停止、個人利用中止
- ・退場時のブロック誘導の導入 など

(5) 第5波（令和3年6月11日～令和3年12月14日）

感染防止対策を徹底し条件付きで開館

- ・利用人数制限（例：定員の50%以内、無観客での実施 等）
- ・開館時間の短縮（例：午後9時まで、第4波時より延長）
- ・宿泊施設は新規予約停止（予約済も団体利用は全てキャンセル依頼）
シャワー（トレーニングルーム）は利用停止
- ・新規予約停止
- ・退場時のブロック誘導の徹底
- ・体験教室等の中止 など ※10月後半から段階的に制限緩和

(6) 第6波（令和3年12月15日～令和4年6月5日）

感染防止対策を徹底し条件付きで開館

- ・利用条件（例：大声での歓声等なしで定員100%、声出し・稽古場・練習場等は定員の50%など）
- ・団体利用：新規受付可、人数上限なし（11月1日～）（大声ありの場合は収容定員50%）など
- ・個人利用：利用可、人数上限なし（11月1日～）（大声ありの場合は収容定員50%）など
- ・主催事業：事業実施、人数上限なし（11月1日～）（大声ありの場合は収容定員50%）など

(7) 第7波（令和4年6月6日～令和4年10月7日）

ア 再度、感染対策を徹底して実施

- ・密にならない、大きな声で会話しない、部屋の定期的な換気を行うなどの注意喚起を再徹底
- ・利用状況を踏まえ、密の回避が必要な場合は人数制限を検討 など

イ 接触機会を低減させる等の措置の実施

- ・デジタルサイネージにより感染防止対策の周知徹底
- ・会場内アナウンス等で注意喚起を徹底
- ・退場時におけるブロック誘導を実施
- ・利用時間を設定し分散化
- ・セレモニー等の省略や簡素化により、入館時間の分散、滞在時間の短縮を図る など

(8) 第8波（令和4年10月8日～令和5年5月7日）※5類移行時点を暫定的な終期とする

大声を出すことが想定される施設においては、エリア分けを実施

- ・大声なし→収容定員の100%
- ・大声あり→収容定員の50%

※令和5年1月、大声ありなしのエリア区分は廃止

3 実施上の課題と対応

- ・アルコール消毒により施設設備の問題が発生する事例あり（木製部分等）。
- ・入館時検温、マスク着用、こまめな手指消毒、換気徹底・3密回避への協力依頼の徹底

- ・ 休館や利用定員の制限によりキャンセルが発生し、施設利用料の還付手続きが激増した。また利用料金に関する苦情も増え、対応に時間を要した。
- ・ 感染防止の徹底のため、通常清掃業務に加えて、机、椅子、ドアノブ及び機材等の消毒を行う必要があり、消毒業務に時間を要した。
- ・ 構造上、窓がない部屋などの換気に課題があった。

4 ICTの活用

- ・ 休館情報等をホームページ、地域情報サイト等で周知
- ・ 展示資料の閲覧では、映像資料閲覧システムを新たに導入
- ・ セミナー等は録画動画をYouTubeでの配信等にて代替

5 広報・関係機関への周知

イベント等運営側へはガイドラインに基づく運営を、運営側・利用者側双方に各遵守事項の徹底をホームページやSNS、館内掲示物、デジタルサインページなどで周知

6 自己評価

- ・ 施設の休館や一部機能の中止など、状況に応じ適切な対応を取ることができた。
- ・ 窓のない構造の施設では、大声を発する合唱等の制限や、CO₂濃度計を設置するなど、施設ごとに速やかな感染対策をとったことにより、利用者のクラスター発生などを防ぐことができた。

7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項 特になし

8 根拠法令・事務連絡等

- ・ 宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）
- ・ 彩の国「新しい生活様式」安心宣言

9 事業費・財源

なし

10 5類移行に伴う対応

彩の国「新しい生活様式」安心宣言の終了に伴う、埼玉県からのお願い等に準拠した対応を実施

(1) 廃止等とした対応

- ・利用者に検温、マスク着用を求めること
- ・パーティションの設置
- ・更衣室、共同浴室、シアター等の利用制限・入場制限 など

(2) 継続した対応

- ・空調設備の定期的な点検を行い適切な換気を図ること
- ・施設内での咳エチケットや手洗い励行の案内（マスクの着用は、利用者の判断に委ねる）
- ・消毒液や検温器の設置、総合案内カウンター等の飛沫防止パネルの設置
- ・セミナー室等の施設内の消毒（ボタン、取っ手、手摺り等の細部については消毒を廃止した施設あり）
- ・総合案内業務等、従業員が利用者と対面で接する場面では原則マスク着用（従業員本人の意思に反してマスクの着脱を強いることはしない） など

(3) 新たな対応

- ・一部の施設で非接触入場が可能な電子チケットを導入

その他の県有施設における感染防止対策

埼玉県障害者交流センター

1 概要

埼玉県障害者交流センターは、様々な障害のある方が利用する施設であることから、内部疾患等で重症化リスクの高い利用者への配慮を重視して対応した。

また、屋内プールやシャワー、運動施設などマスク着用が困難な施設を有することから、いわゆる三密回避については一定期間の休館や、来館者の人数制限などの対応を行った。

2 経緯・取組内容

(1) 経緯

- ・令和2年 3月 2日～令和2年5月31日 臨時休館
- ・令和2年 6月 2日～屋外スポーツ施設、会議室等の一部施設の利用（貸出）再開
- ・令和2年 6月17日～屋内スポーツ施設（プール、体育館）障害者の個人利用を予約制にして再開、文化施設（ホール、音楽室、和室）を、定員制限を設け利用（貸出）を再開。障害の無い方（一般の方）の利用制限
- ・令和2年12月28日～令和3年3月22日 臨時休館
- ・令和3年 3月23日～利用再開。ただし、まん延防止重点措置に基づき、一部施設を利用制限（プール休止、食堂休止、館内での食事禁止、カラオケなどのコーラス禁止）
- ・令和4年 1月 4日～令和4年3月21日 夜間帯の屋内スポーツ施設休止
- ・令和4年 7月 7日～文化施設（ホール、会議室、研修室）に限り、障害の無い方（一般の方）の利用受入再開

(2) 取組内容

ア 飛沫感染リスクへの対応

- ・来館者のマスク着用（屋外スポーツ施設での運動時を除く）
- ・受付など対面対応の場所は、アクリル板などで遮断

イ 密接・密集を避けるための対応

- ・十分な間隔をあけて利用することを依頼。(館内掲示、必要に応じて誘導や巡回)
- ・利用可能の施設や上限人数を設定(当初は段階的な開館として、スポーツ施設は屋外施設のみ、館内で換気や密接が回避できない施設は利用不可(ホール、音楽室、和室、おもちゃ図書館など)、会議室・研修室などは利用定員の1/2を上限人数とするなど)
- ・入口受付前にテーピングなどによりフィジカルディスタンスを設定(前後約1m)

ウ 入館時の対応

- ・咳・熱の有無について口頭で確認
- ・非接触型体温計などにより熱の測定(37.5度以上NG)
- ・入館者名簿(団体利用の場合のみ)、健康確認票(スポーツ施設利用の場合)等への記入依頼

エ 接触感染リスクへの対応

- ・入館時の手洗いや手指消毒の徹底
- ・複数の人が触れる場所の消毒(界面活性剤含有洗剤や漂白剤での清掃。始業前後)
- ・ラウンジ等へのアクリル板の設置
- ・共用施設・物品を最低限化
- ・トイレのハンドドライヤーの使用を中止
- ・トイレのふたを閉めて汚物を流すよう表示(ふたのあるトイレの場合)
- ・鼻水・唾液がついたごみは、蓋つきのごみ箱を設置し廃棄してもらう
- ・ゴミ回収者はマスク・手袋を着用
- ・マスク・手袋を脱いだ後、手洗いを実施
- ・貸出用筆記具の消毒(別箱等に入れて適宜ふき取り消毒)

オ 密閉空間を避けるための対応

- ・施設の換気を徹底
- ・窓やドアがある場合は適宜開放、空調による外気の適宜取入れ

カ 職員の衛生対策

- ・受付職員の常時手指消毒の徹底
- ・職員のマスクの着用を徹底

- ・執務室アクリル版の設置
- ・休憩人数を分散。対面での食事・会話の禁止
- ・ユニフォームや衣服の適切な洗濯の徹底
- ・休憩スペースの常時換気
- ・出勤前の検温

キ 利用者への周知

- ・ホームページ、SNS、館内掲示

3 実施上の課題と対応

- ・休館対応の延長が重なり利用者への周知に苦慮した。
- ・内部疾患で感染による重篤化を心配される方からの懸念があり、より慎重に感染対策を行った。
- ・制限を実施する際判断に迷うことが多く、国や埼玉県、スポーツ庁などの指針を確認するとともに、他の県立施設や他県の同様施設（身体障害者福祉センターA型）と連絡を行うなどして対応した。対応に時間を要することがあるため、もう少し早く情報が欲しかった。
- ・館内で営業する「むすび食堂」（ワーカーズコープ社）と、休館時の売り上げ減少やコロナ禍での営業再開等について協議等を行った。

4 ICTの活用

- ・Wi-Fi設備の増設（利用者貸出用の会議室など）
- ・インターネットによる予約受付の開始

5 広報・関係機関への周知

ホームページやメールマガジンにより休館等について周知したが、情報が行き届かないことが見込まれるため、既に利用予約を行っている利用希望者に対しては、電話での周知を行った。

6 自己評価

- ・県の担当課と密に情報交換を行うことにより、万全の感染防止対策をすることができた。
- ・期間中に利用者から感染者は発生していない。
- ・施設利用者の混乱を最小限に抑えるために、臨時休館や施設の利用制限の判断を速やかに行う必要がある。

7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題・国への提言すべき事項
感染症の影響による臨時休館や施設利用制限の決定の迅速化、早い段階での情報提供。

8 根拠法令・事務連絡等

- ・新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
- ・スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（等各スポーツ協会が示すガイドライン）
- ・公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
- ・劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
- ・彩の国「新しい生活様式」安心宣言

9 事業費・財源

なし

10 5類移行に伴う対応

- (1) 5類移行を見据えて5月8日までに実施した取組
次の点について館内掲示やホームページ等により利用者に周知した。
 - ・5類移行後であっても、利用者に安心して利用していただくための感染対策は継続して行うこと
 - ・スポーツ施設において障害のない方の利用を再開すること
- (2) 5類移行後に実施した取組
感染対策の緩和を行いつつ、感染リスクの高い方が利用する施設として次の必要な感染対策を実施した。
 - ・正面玄関入口等の手指消毒、検温装置の設置（希望する利用者への対応）
 - ・会議室等文化施設利用者への消毒液等の貸し出し（希望する利用者への対応）
 - ・スポーツ用具の職員による消毒
- (3) 5類移行に伴い終了となった取組
 - ・マスク着用は各自の判断とした
 - ・全ての利用者への入館時の手指消毒、検温実施のお願い
 - ・「利用確認票」（体温やのどの痛み等の有無を記入していただく用紙）の提出

- ・ 展示コーナー、タッチパネル受付、ドライタオル、ラウンジのテレビ、新聞の配架などの休止
- ・ ロビーのテーブル、椅子等の間引き
- ・ 会議室等文化施設の全ての利用者への消毒液等の貸し出し
- ・ スポーツ施設における障害のない方の利用停止
- ・ スポーツ用具の利用者による消毒
- ・ 清掃業務委託業者による施設内の消毒

その他の県有施設における感染防止対策

埼玉県伊豆潮風館

1 概要

埼玉県伊豆潮風館では、「埼玉県伊豆潮風館の感染予防対策」を策定し、施設内における感染拡大防止に努め、利用者に対しても「伊豆潮風館ご利用のお客様へ新型コロナウイルス感染拡大防止についてのお願い」作成し事前及び当日に協力を依頼した。

2 経緯・取組内容

(1) 経緯

- ・令和2年 4月 4日～令和2年 6月18日 臨時休館
- ・令和3年 4月28日～令和3年10月24日 臨時休館

(2) 取組内容

ア 飛沫感染リスクへの対応

- ・来館者に対してマスク着用を依頼
- ・館内を移動する際もマスク着用を依頼
- ・フロント、売店レジなど対面対応の場所は、ビニールカーテンを設置
- ・舞台カラオケ、移動式カラオケにビニールカーテン設置。デュエットで歌えるよう間にフロアスタンドで仕切りビニールカーテンを設置
- ・送迎バス（福祉バス）内でのカラオケを当面の間、使用禁止
- ・食事は対面ではなく、横並び（団体客で1宴会場が難しくなる場合は、隣の人と一つ飛ばしで座って頂き距離を確保する）
※対面の場合は、アクリル板の設置
- ・食事処での従業員は、手袋・マスク・フェイスガードを着用のうえ接客

イ 密接を避けるための対応

- ・フロント、売店レジなど対面対応の場所は、間隔マークを設置
- ・エレベータ内での密集を防ぐため、混みあっている時は一本遅らせるよう表示。感染リスクが高い浴室内での会話を慎んで頂くよう表示。

ウ 接触感染リスクへの対応

- ・入館時の手洗いや手指消毒の徹底
- ・複数の人が触れる場所の消毒（界面活性剤含有洗剤や漂白剤での清掃。始業前後）

- ・従業員が常時消毒できない場所（共用トイレ、客室ドアノブ等）の対策として、部屋ナンバーシールを貼った携帯用消毒スプレーボトル（持ち運べるくらいのサイズ）を各室に1個貸し出し（チェックイン時に手渡し、チェックアウト時に返却）
- ・共用施設・物品の最低限化（客室も含む）
- ・ゴミ回収者はマスク・手袋を着用、ゴミを捨てた後は手洗い実施
- ・マスク・手袋を脱いだ後、手洗いを実施
- ・トイレのふたを閉めて汚物を流すよう表示（共有トイレ）
- ・フロントカウンター、売店レジカウンターは適宜ふき取り消毒の実施
- ・送迎用マイクロバス使用後の消毒実施
- ・感染リスクの高い（サウナ室・スナック営業）は、当面の間、中止
- ・物から人への感染リスクを極力減らすため、利用客室への入室を最小限化。このため、布団敷きは、原則利用者に依頼。但し、障害があり手足等が不自由で敷く事が困難な方を除く。
- ・客室洗面の共有タオルを止め、ペーパータオルに変更。
- ・歌を1曲終える度に、マイク専用消毒スプレー噴射を依頼
- ・食事テーブル上の物品等の最低限化

エ 密閉空間を避けるための対応

- ・施設の換気を徹底（客室の換気を利用者に依頼）
- ・窓やドアがある場合は適宜開放、空調による外気の適宜取入れ

オ 入館時の対応

- ・咳・熱の有無について口頭で確認
- ・非接触型体温計などによる熱の測定（マイクロバス利用者は乗車時）
- ・宿泊カードの記入依頼（旅館業法に基づき、宿泊者全員の住所・氏名・職業・国籍・旅券番号（外国人）を記入）
- ・フロントでの受付時間を短縮するため、利用者の住所へ宿泊カードを郵送し、予め自宅で記入した書類を宿泊当日に提出
- ・1名利用者は宿泊カードに必ず緊急連絡先を記入。

カ 職員の衛生対策

- ・受付職員の常時手指消毒の徹底。
- ・職員のマスクの着用の徹底
- ・休憩人数の分散。対面での食事・会話の禁止
- ・ユニフォームや衣服の適切な洗濯の徹底。

- ・休憩スペースの常時換気。

キ 県民へ事前周知

- ・ホームページ・館内掲示等で明示するとともに、予約者あて文書を郵送

ク その他

- ・全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会・日本旅館協会・全日本シティホテル連盟による「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」を参考にする。

3 実施上の課題と対応

予約が完了している利用者に対して、コロナによる臨時休館を事前に周知しなければならなかったが、埼玉県の臨時休館決定が臨時休館日間際になったため、利用者から「連絡が遅すぎる」「電車の切符を手配してしまった。」「水族館のチケットを購入してしまった。」等のクレームとなってしまった。最終的に利用者に納得いただき解決している。

4 ICTの活用

特になし

5 広報・関係機関への周知

- ・施設のホームページにて「伊豆潮風館ご利用のお客様へ新型コロナウイルス感染拡大防止についてのごお願い」を掲載し利用希望者に周知した。
- ・予約が完了した利用者には、予約受付カードと一緒にA4用紙サイズの「伊豆潮風館ご利用のお客様へ新型コロナウイルス感染拡大防止についてのごお願い」を同封し、周知した。

6 自己評価

- ・埼玉県だけでなく、施設が所在する静岡県の「ふじのくに安全・安心認証（宿泊施設）制度」の認証を自主的に取得し、感染症対策に万全を期すことができた。
- ・期間中に利用者から感染者は発生していない。
- ・臨時休館決定の遅れにより、切符やチケット等を事前購入していた宿泊予約者に負担をお願いする結果となった。

7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題・国への提言すべき事項
感染症の影響による臨時休館の決定の迅速化、早い段階での情報提供。

8 根拠法令・事務連絡等

- ・全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟：宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）
- ・埼玉県：彩の国「新しい生活様式」安心宣言

9 事業費・財源

事業費 令和2年度 3,260千円

財源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

10 5類移行に伴う対応

(1) 5類移行を見据えて5月8日までに実施した取組

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行される事にもなう新型コロナウイルス感染拡大防止について」を作成し、職員に周知した。

(2) 5類移行後に対応した取組

利用者に対して不快・不安な思い等をさせない事を前提に、感染予防に対し出来る限りの取組を継続した

- ・各箇所に設置してある消毒の使用
- ・従業員各自の出勤時の検温
- ・清掃員による消毒の実施
- ・マージャン卓の使用を1台から2台に変更
- ・5類移行前の「新型コロナウイルス感染拡大防止についてのお願い」を廃止した旨をホームページ上に掲載し利用者に周知

(3) 5類移行に伴い終了となった取組

- ・マスク着用は各自の判断とした
- ・利用者の検温
- ・チェックイン時の手指消毒の貸出
- ・各客室への「新型コロナウイルス感染拡大防止についてのお願い」の掲示
- ・各箇所のアクリル板の設置

- ・ 大浴場の感染防止に関する各掲示
- ・ 大浴場脱衣所の定時消毒

その他の県有施設における感染防止対策

ソニックシティ

1 概要

ソニックシティでは、新型コロナウイルス感染症の発生状況や緊急事態宣言、まん延防止等重点措置に基づく要請事項等を踏まえて、一部施設の休館、施設の利用人数の制限、主催イベントの中止など、新型コロナウイルス感染の波ごとに様々な施策を実施した。

2 経緯・取組内容

(1) 第1波（令和2年2月1日～令和2年6月9日）

ア 令和2年4月7日に緊急事態宣言が発令されたことを受け、令和2年4月8日から5月31日までホール棟（指定管理施設）及びビル棟（会議室及び展示場）を休館とした。

イ 利用者、来場者等の安全を確保するため、国の基本的対処方針等に基づき様々な感染防止対策を講じた。

- ・ マスク着用の徹底及び手指消毒の励行、検温の実施
- ・ 飛沫防止アクリル板の設置
- ・ ソーシャルディスタンスの確保のための利用定員、座席配置の見直し
- ・ 空調の外気取入れ量の増加による室内換気の増強
- ・ 施設、貸出備品等の利用前後の消毒作業
- ・ 利用者から感染防止対策確認シートを徴収
- ・ スタッフの感染防止対策の徹底 など

(2) 第2波（令和2年6月10日～令和2年9月13日）

ア 国の基本的対処方針に基づき、ソーシャルディスタンスの確保のために、利用定員を抑えつつ、施設（ホール棟及びビル棟）の利用を再開した。

イ その他継続の取組事項

- ・ 基本的対処方針等に基づく感染防止対策の継続【再掲】

(3) 第3波（令和2年9月14日～令和3年2月22日）

ア 令和3年1月7日に2回目の緊急事態宣言の発令等により、屋内の県有施設は原則休館とされたが、チケット販売や事前予約などが行われている施設は、県民活動への影響が考慮され対象外となった。

このため、ホール棟については、緊急事態措置の実施期間中は新規予約の受付を行わず、感染対策を厳格に実施した上で、予約済みのイベント等の催行に対応した。

イ その他継続の取組事項

- ・ ソーシャルディスタンス確保のため、利用定員を抑えつつ施設の利用を継続（ホール棟及びビル棟）【再掲】
- ・ 基本的対処方針等に基づく感染防止対策の継続【再掲】

- (4) 第4波（令和3年2月23日～令和3年6月10日）
及び第5波（令和3年6月11日～令和3年12月14日）
及び第6波（令和3年12月15日～令和4年6月5日）

継続の取組事項

- ・ ソーシャルディスタンス確保のため、利用定員を抑えつつ施設の利用を継続（ホール棟及びビル棟）【再掲】
 - ※ ホール棟は、施設の大規模改修のため、令和3年7月3日～令和5年2月3日まで休館
- ・ 基本的対処方針等に基づく感染防止対策の継続【再掲】

- (5) 第7波（令和4年6月6日～令和4年10月7日）

- ア ビル棟については、令和4年7月1日から通常定員での利用を再開した。
※ ホール棟は、施設の大規模改修のため、令和3年7月3日～令和5年2月3日まで休館

イ 継続の取組事項

- ・ 基本的対処方針等に基づく感染防止対策の継続【再掲】

- (6) 第8波（令和4年10月8日～令和5年5月7日）※5類移行時点を暫定的な終期とする

- ア ホール棟については、施設の大規模改修が終わり、令和5年2月4日からリニューアルオープンした。また、令和5年3月13日以降、通常定員での利用を再開した。

- イ 国の業種別ガイドライン改定を受け、令和5年3月13日以降は、マスクの着用を個人の判断に委ねることとした。

ウ 継続の取組事項

- ・ 基本的対処方針等に基づく感染防止対策の継続【再掲】
※令和5年3月13日以降のマスクの着用を除く。

3 実施上の課題と対応

(1) 施設（大ホール）利用後の消毒作業

大ホールについて、イベント等が連日に渡って実施される場合などは、消毒作業を夜間に実施し、感染防止対策に万全を期して対応した。

(2) 施設の定員制限に係る対応

国や県の方針を踏まえて施設の定員制限等に対応したが、方針発表から開始日までの期間が短い（約1週間前）場合が多く、利用者への対応などに苦慮した。

4 ICTの活用

施設利用者との打ち合わせをオンラインで実施するなど、ICTを活用して感染防止対策に努めた。

5 広報・関係機関への周知

ソニックシティホームページで感染防止対策や施設利用上の注意について周知を行った。

6 自己評価

緊急事態宣言、まん延防止等重点措置に基づく要請事項等を踏まえて、施設の休館、利用人数の制限、感染防止対策の徹底を図るなど、状況に応じた対策を行うことができた。

7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

施設利用率の低下に伴う収入の大幅な減少により、施設運営に重大な支障が生じる場合には、施設の設置主体として適切に対応する必要がある。

8 根拠法令・事務連絡等

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策 業種別ガイドライン
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

9 事業費・財源

事業名 産業文化センター等管理運営事業の一部（*）

事業費 令和2年度 248,137千円

令和3年度 124,024千円

令和4年度 34,880千円

財源 一般財源

* コロナの影響に伴う指定管理料の増額分

10 5類移行に伴う対応

国の基本的対処方針等の廃止に伴い、同方針等に基づく感染防止対策は終了したが、検温器やアルコール消毒液の設置の取組は継続して行っている。

その他の県有施設における感染防止対策

SKIPシティ彩の国ビジュアルプラザ

1 概要

SKIPシティ彩の国ビジュアルプラザでは、新型コロナウイルス感染症の発生状況及び緊急事態宣言、まん延防止等重点措置に基づく要請事項等を踏まえて、一部施設の休館、映像ホール収容人数の制限、県主催イベントを中止にするなど、新型コロナウイルス感染の波ごとに様々な施策を実施した。

2 経緯・取組内容

2-1 各施設の感染防止対策

(1) 第1波（令和2年2月1日～令和2年6月9日）

及び第2波（令和2年6月10日～令和2年9月13日）

ア 令和2年3月1日から5月31日まで映像ミュージアム及び公開ライブラリーを休館とし、令和2年4月8日から5月31日まで映像ホールを休館とした。

イ ビジュアルプラザの他施設（HDスタジオ、映像制作支援室）は、マスクの着用、定期的な換気、利用者間の距離をとる、少人数での利用、施設の消毒などを徹底した上で、利用を継続した。

ウ 令和2年6月2日からすべての施設を再開した。入館者に検温、マスク着用、利用者カードの記入、手指消毒をお願いするとともに、スタッフの感染防止策や入場制限を伴うソーシャルディスタンスの確保なども実施した。

(2) 第3波（令和2年9月14日～令和3年2月22日）

及び第4波（令和3年2月23日～令和3年6月10日）

及び第5波（令和3年6月11日～令和3年12月14日）

ア 緊急事態宣言の発令等により、令和2年12月24日から令和3年3月21日まで、映像ホール、映像ミュージアム及び映像公開ライブラリーを休館した。

イ まん延防止等重点措置に基づく要請事項を踏まえて、令和3年3月22日から9月30日まで、下記の施設にて利用制限を実施した。

- ・ 県主催イベントの中止 (3/22～6/20)
- ・ 映像ホールの収容人数50%制限 (3/22～9/30)

- ・ 団体への食事場所提供の中止 (4/20～6/20)
- ・ 県外団体の受入中止 (4/20～9/30)

(3) 第6波(令和3年12月15日～令和4年6月5日)

及び第7波(令和4年6月6日～令和4年10月7日)

ア まん延防止等重点措置に基づく要請事項を踏まえて、令和4年1月21日から3月21日まで、下記の施設利用の制限を実施した。

- ・ 県主催イベント利用で映像ホールの収容人数 50%制限 (1/21～3/21)
- ・ 団体への食事場所提供の中止 (1/21～3/21)
- ・ 県外団体の受入中止 (1/21～3/21)

イ 令和4年3月22日以降は、施設利用の制限を解除したものの、感染対策(マスク着用、手指消毒、検温、入館者カードによる連絡先の把握)を引き続き実施した。

(4) 第8波(令和4年10月8日～令和5年5月7日) ※5類移行時点を暫定的な終期とする

ア 国の業種別ガイドライン改定を受けて、令和4年12月10日付けで入館者カードの取扱いを終了した。なお、入館者カード以外の感染対策(マスク着用、手指消毒、検温)は引き続き実施した。

イ 国の業種別ガイドライン改定を受けて、令和5年3月12日付けで入場者へのマスク着用徹底等の呼びかけを終了した。

なお、他の感染対策(手指消毒・検温)は継続実施している。

2-2 SKIPシティ国際Dシネマ映画祭の対応

新型コロナウイルス感染症の発生状況を鑑みて、令和2年度の映画祭からオンライン配信を実施した。令和4年度の映画祭はスクリーン上映とオンライン配信のハイブリットにて開催した。

	第17回(2020)	第18回(2021)	第19回(2022)
開催期間	令和2年9月26日(土) ～10月4日(日) 9日間	令和3年9月25日(土) ～10月3日(日) 9日間	スクリーン上映:令和4年7月16 日(土)～24日(日) 9日間 オンライン配信:令和4年7月21 日(木)～27日(水) 7日間
開催方法	オンライン配信 (授賞式・上映会はSKIPシテ イ)	オンライン配信 (授賞式は Zoom 配信、上映会 なし)	SKIPシティ・オンライン配信
応募数	○応募作品数 1,169本 長編 883本 (106カ国・地域) 短編 286本(日本のみ) (公募:R2.1.23～3.31/69日 間)	○応募作品数 1,084本 長編 889本 (104カ国・地域) 短編 195本(日本のみ) (公募:R3.2.15～4.5/50日間)	○応募作品数 935本 長編 775本(99カ国・地域) 短編 160本(日本のみ) (公募:R4.2.1～3.1/29日間)
来場者数	※オンライン配信視聴数 8,142	※オンライン配信視聴数 8,465	合計:8,541 [スクリーン:4,227人 オンライン:4,314回]

3 実施上の課題と対応

(1) 各施設における感染防止対策の実施

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を踏まえて、彩の国ビジュアルプラザの各施設では検温装置の設置や、手指を消毒するための消毒液の配備、利用者の連絡先を記入する利用者カードの配備、利用者と会話する受付にアクリル板を設置するなど、感染症防止対策のための設備を設置した。

また、利用者の入館時には、検温、手指の消毒、マスクの着用、利用者カードを記入していただくこととした。

初めてのことでなおかつ至急の対応が必要であり、試行錯誤で準備等を進めた面が多かったが、新型コロナ感染防止対策に万全を期した。

(2) 各施設の利用者数の減少

団体(小中学校等)からの予約がキャンセルになるなど、令和2年度及び令和3年度の入場者数が減少した。

このため、施設の売り上げ減少が続く中、委託業者やパート従業員などの雇用をどのように維持していくのか苦慮することが多かった。

そのような中、映像ミュージアムでは、アニメ化30周年記念企画「ちびまる子ちゃん展」や「ウルトラ空想特撮ワールド ～ウルトラマンと夢見る未来～」などの企画展を開催し、令和4年度には入場者数が増加した。

表 3. 映像ミュージアムの入場者数（無料含む）

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
入場者数	56,998人	23,773人	49,934人	67,940人

(3) SKIPシティ国際Dシネマ映画祭の感染防止対応

新型コロナウイルス感染症の発生状況から、スクリーン上映で実施していた映画祭の開催方法を変更することとした。

令和2年度は映画祭をオンライン配信にて開催し、授賞式のみSKIPシティで開催した。授賞式は人数制限（100名以下に制限）、来場者の把握、入場時の体温計測と手指消毒、マスクの着用を義務付けするなど、新型コロナウイルス感染防止対策に万全を期した。

令和3年度は映画祭をオンライン配信した。授賞式もオンラインで実施し、リアルでの開催は行わなかった。

令和4年度は、スクリーン上映とオンライン配信のハイブリットにて開催した。スクリーン上映では、来場者の把握、入場時の体温計測と手指消毒、マスク着用など、新型コロナウイルス感染防止対策を万全に実施した。

また、オンライン配信の視聴に不安のある方向けに、実際の配信サイトを見ながら、会員登録や決済手段などを説明して視聴方法をレクチャーするワークショップを開催した。

4 ICTの活用

令和2年度のSKIPシティ国際Dシネマ映画祭からオンライン配信を実施した。また、令和3年度のSKIPシティ国際Dシネマ映画祭授賞式はZoomによる配信を実施した。

5 広報・関係機関への周知

- ・SKIPシティ彩の国ビジュアルプラザのホームページにて感染症対策を掲載
- ・SKIPシティ国際Dシネマ映画祭のポスターやホームページ等にて開催方法（オンライン配信など）及び開催日程を案内

6 自己評価

緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置に基づく要請事項を踏まえて、一部利用の制限や、感染対策（マスク着用、手指消毒、検温、入館者カードによる連絡先の把握）を行うなど、状況に応じた対策を行うことが出来た。

7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

施設稼働率の低下に伴う収入の大幅な減少により、施設運営に重大な支障が生じる場合には、施設の設置主体として適切に対応する必要がある。

8 根拠法令・事務連絡等

- ・ 内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策 業種別ガイドライン
- ・ 内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

9 事業費・財源

事業名	映像関連産業振興費
単位事業名	彩の国ビジュアルプラザ管理運営費
事業費	令和2年度 619,613千円
	令和3年度 622,089千円
	令和4年度 610,580千円
財源	使用料・手数料、財産収入、諸収入、一般財源

10 5類移行に伴う対応

国の基本的対処方針等の廃止に伴い、同方針等に基づく感染防止対策は終了したが、アルコール消毒液の設置は継続して行っている。

その他の県有施設における感染防止対策

東部地域振興ふれあい拠点施設

1 概要

東部地域振興ふれあい拠点施設では、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえながら緊急事態宣言、まん延防止等重点措置に基づく要請事項等を踏まえて、一部施設の休館、貸館の利用制限、自主事業の一部中止など、新型コロナウイルス感染の波ごとに様々な施策を実施した。

2 経緯・取組内容

(1) 第1波（令和2年2月1日～令和2年6月9日）

第2波（令和2年6月10日～令和2年9月13日）

新型コロナウイルス感染症の国内感染拡大が報じられた令和2年2月から館内におけるマスク着用、手指消毒、換気、人との距離など基本的な感染対策を利用者に周知、声掛けに努めた。休館措置等具体的な対応は下記のとおり。

ア 令和2年4月7日に発令された緊急事態宣言に伴い、4月8日から5月6日まで多目的ホールの貸出を終日休止とした。

イ 緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことに伴い、多目的ホールの貸出の終日休止を延長した。

ウ 令和2年6月1日から多目的ホールの貸出を再開した。利用者に、マスク着用、手指消毒、食事利用の禁止等をお願いするとともに、スタッフの感染防止策や入場制限を伴うソーシャルディスタンスの確保なども実施した。

エ 主催事業、共催事業は密が想定されることから中止とした。

(2) 第3波（令和2年9月14日～令和3年2月22日）

第4波（令和3年2月23日～令和3年6月10日）

第5波（令和3年6月11日～令和3年12月14日）

ア 新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、令和2年12月24日から令和3年1月17日まで、多目的ホールの新規予約貸出を休止した。予約済みの利用者に関しては感染防止対策を徹底したうえでご利用いただくよ

うお願いし、貸し出しを継続した。

イ 令和3年1月7日に発令された緊急事態宣言を受け、令和3年2月7日まで、多目的ホールの新規予約貸出休止を延長した。また緊急事態宣言が延長されたことを受け、3月7日まで、多目的ホールの新規予約貸出休止を再延長した。その後、緊急事態宣言が再延長されたことから3月21日まで新規予約貸出休止を再延長した。

ウ 令和3年3月22日から新規利用の貸出を再開したが、感染防止策の徹底と午後9時までに催事を終了して頂くよう利用者に要請した。引き続き飲食等の利用、大きな声を出す活動等は禁止とした。

エ 令和3年6月21日より、黙食、マスク飲食、酒類提供無しに限り利用中の飲食を可とした。

オ 主催事業、共催事業は密が想定されることから中止とした。

(3) 第6波（令和3年12月15日～令和4年6月5日）
第7波（令和4年6月6日～令和4年10月7日）

ア まん延防止等重点措置に基づく要請事項を踏まえて、令和4年1月21日から3月21日まで、多目的ホール利用に以下の制限を実施した。

- ・大声を出す活動（カラオケ、コーラスなど）
- ・身体的な接触を伴う活動
- ・酒類の提供

イ 令和4年3月22日以降は、施設利用の制限を解除したものの、感染対策（マスク着用、手指消毒、距離の確保等）を引き続き実施した。

(4) 第8波（令和4年10月8日～令和5年5月7日）※5類移行時点を暫定的な終期とする

ア 感染拡大の傾向はあるが、施設利用のルールを順守して頂くようお願いすると共に対策（マスク着用、手指消毒、距離の確保等）は引き続き実施した。

イ 国の業種別ガイドライン改定を受けて、令和5年3月13日付けで入館者へのマスク着用徹底等の呼びかけを終了した。

なお、他の感染対策（手指消毒・検温）は継続実施している。

3 実施上の課題と対応

(1) 感染防止対策実施上の課題

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を踏まえて、マスク着用、手指消毒のための消毒液の配備、人と人の距離の確保など基本的な感染防止策を利用者にお願いし、施設受付、事務室受付の亚克力板設置など、感染症防止対策のための設備を設置したが、利用自粛や予約キャンセルが発生するなど、利用者側の不安を払しょくするまでには至らなかった。

利用者と施設関係者の安全確保のため、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底した一方で、経費の増加が課題となった。

(2) 施設の利用減少と売上の低迷

新型コロナウイルス感染拡大当初から貸出を中止したり予約がキャンセルになるなど、令和2年度から令和4年度まで利用と売上が減少した。

これに伴い、新型コロナウイルス感染症の影響下においても適切に指定管理施設を維持し、運営管理していくために必要な指定管理料の増額を令和2年度に行った。(10,094千円)

【参考 施設の利用状況】

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
多目的 ホール	利用日数	249日	119日	165日	227日
	利用人数	99,737人	14,160人	24,275人	42,174人
	利用率	75.5%	40.9%	51.1%	71.2%

4 ICTの活用

利用者向けのオンライン環境整備がないため、利用者による専用回線設置やWi-Fi持ち込み等による実施しか、出来ない状況であった。

5 広報・関係機関への周知

東部地域振興ふれあい拠点施設ふれあいキューブのホームページにて感染防止対策を掲載、逐次情報発信を行った。

主催事業をはじめとしてポスターやチラシに利用上の注意事項を記載し、来館者への事前告知と感染防止対策への協力をお願いした。

6 自己評価

緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置に基づく政府や埼玉県の要請事項を遵守し、ふれあいキューブを運営させてきた。

一部利用の制限や、感染対策（マスク着用、手指消毒、距離の確保）を行うなど、状況に応じた対策を行い、利用者にはご不便をおかけしたが特段のご意見をいただくことはなかった。

7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

施設稼働率の低下に伴う収入の大幅な減少により、施設運営に重大な支障が生じる場合には、施設の設置主体として適切に対応する必要がある。

8 根拠法令・事務連絡等

- ・ 内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策 業種別ガイドライン
- ・ 内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

9 事業費・財源

事業名 東部地域振興ふれあい拠点施設管理費

事業費 令和2年度 132,738千円

令和3年度 118,018千円

令和4年度 122,709千円

財源 使用料・手数料・諸収入・県債・一般財源

10 5類移行に伴う対応

国の基本的対処方針等の廃止に伴い、同方針等に基づく感染防止対策は終了したが、アルコール消毒液の設置や、検温器、パーティションの貸出といった取組は継続して行っている。

その他の県有施設における感染防止対策

西部地域振興ふれあい拠点施設

1 概要

西部地域振興ふれあい拠点施設では、新型コロナウイルス感染症の発生状況及び緊急事態宣言、まん延防止等重点措置に基づく要請事項等を踏まえて、一部施設の休館、貸館の利用制限、自主事業の一部中止など、新型コロナウイルス感染の波ごとに様々な施策を実施した。

2 経緯・取組内容

(1) 第1波（令和2年2月1日～令和2年6月9日）

第3波（令和2年9月14日～令和3年2月22日）

第4波（令和3年2月23日～令和3年6月10日）

ア 令和2年4月7日に発令された緊急事態宣言に伴い、令和2年4月8日から5月31日まで、多目的ホール及び会議室を休館とした。

イ 新型コロナウイルス感染症拡大の状況等を踏まえ、令和2年12月24日から令和3年3月21日まで、多目的ホール及び会議室の新規予約受付を中止した。

(2) 第1波～第8波まで継続して実施。

ア 入館者に検温、マスク着用、手指消毒をお願いするとともに、スタッフの感染防止対策やソーシャルディスタンスの確保を実施した。

イ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、イベント開催時における利用人数及び利用内容の制限を行った。

ウ 指定管理者による自主事業について、新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえ、一部中止、または規模を縮小して開催するなどの対応をとった。

エ 令和2年4月から令和4年9月末まで、新型コロナウイルス感染防止を理由とした利用内容の変更やキャンセルの申出に対し、利用日の振替、または利用料の全額返還を行った。

- (3) 第8波（令和4年10月8日～令和5年5月7日）※5類移行時点を暫定的な終期とする
 国の業種別ガイドライン改定を受けて、令和5年3月12日付けで利用者へのマスク着用徹底等の呼びかけを終了した。
 なお、他の感染対策（消毒・検温・換気等）は継続実施している。

3 実施上の課題と対応

(1) 施設における感染防止対策の実施

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を踏まえて、検温装置や消毒用アルコール、総合案内窓口におけるアクリル板設置など、感染症防止対策のための設備を導入した。

また、利用者に対し、検温、手指の消毒、マスク着用、ソーシャルディスタンスの確保を促すとともに、貸出後の備品やドアノブ等の消毒作業を行った。

利用者と施設関係者の安全確保のため、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底した一方で、経費の増加が課題となった。

(2) 稼働率に伴う利用料金収入の減少

新型コロナウイルス感染症を理由とした予約のキャンセルや新規申し込みの減少により、令和2年度及び令和3年度の施設稼働率が大きく下がった。

これに伴い、新型コロナウイルス感染症の影響下においても適切に指定管理施設を維持し、運営管理していくために必要な指定管理料の増額を令和2年度及び令和3年度に行った。

（令和2年度：46,410千円、令和3年度：9,500千円）

【参考：施設の利用状況】

区 分		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
多目的 ホール	利用日数	317日	196日	287日	328日
	利用人数	128,359人	26,428人	40,475人	89,375人
	利 用 率	89.5%	66.2%	82.0%	92.1%

4 ICTの活用

オンラインによる催事開催のニーズが高まったことから臨時専用回線を常設化し、利便性の向上を図った。

また、予約システムの改修により窓口での対面手続き時間の短縮を図った。

5 広報・関係機関への周知

- ・ ウェスタ川越のホームページにて、施設の利用制限及びイベントの取扱いを掲載
- ・ 感染防止対策に関するチラシを館内に掲示

6 自己評価

緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置に基づく要請事項を踏まえて、一部利用の制限や、感染対策（マスク着用、手指消毒、検温）を行うなど、状況に応じた対策を行うことが出来た。

7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

施設稼働率の低下に伴う収入の大幅な減少により、施設運営に重大な支障が生じる場合には、施設の設置主体として適切に対応する必要がある。

8 根拠法令・事務連絡等

- ・ 内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策 業種別ガイドライン
- ・ 内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

9 事業費・財源

事業名 西部地域振興ふれあい拠点施設管理費

事業費 令和2年度 92,779千円

令和3年度 60,676千円

令和4年度 60,355千円

財源 使用料・手数料、財産収入、諸収入、一般財源

10 5類移行に伴う対応

国の基本的対処方針等の廃止に伴い、同方針等に基づく感染防止対策は終了したが、アルコール消毒液の設置や、検温器、パーティションの貸出といった取組は継続して行っている。

その他の県有施設における感染防止対策

県立図書館

1 概要

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ観点から、2度にわたり臨時休館を実施した。臨時休館時は来館サービスや各種イベントを中止し、予約資料のみ貸出・返却する特別窓口を設置し、最小限のサービスを継続した。

また、開館時には基本的な感染防止対策を講じた上で、利用制限（短時間利用、閲覧席・視聴ブースの撤去・間引き等）を設けながらサービスの提供を行った。

2 経緯・取組内容

(1) 第1波（令和2年2月1日～令和2年6月9日）

令和2年2月26日の国からの全国的なスポーツ・文化イベント等の中止、延期、規模縮小等の要請を受け、感染防止の観点から、2月29日から臨時休館した。当初、国の要請期間が2週間であったことを踏まえ、3月15日までは来館サービスや各種イベントをすべて中止し、ウェブサイト・電話・FAX・郵送によるレファレンスのみを受け付けた。3月16日からは熊谷・久喜の両県立図書館のエントランスに特設窓口を設置し、予約資料の貸出と返却を実施したが、4月7日に緊急事態宣言が発出されたことに伴い4月14日から特設窓口を閉鎖した。

5月15日、緊急事態宣言が5月31日まで延長される中、県民の健康的な生活を維持するため、県として、事前予約による図書の貸出しについては徹底した感染防止策を講じることを前提に制限を緩和することを決定し、5月19日から特設窓口における貸出等を再開した。

緊急事態宣言が5月25日に解除されたことを受け、利用に制限（マスク着用、短時間利用＝60分以内、閲覧席の撤去・間引きなど）を設けるとともに、感染拡大防止の館内環境（手指用消毒液の設置、ビニールカーテン・パーテーションの設置、定期的な換気など）を整備した上で、6月2日から開館（午前9時～午後5時）し、サービスを提供した。また、来館者には館内感染に備えて連絡カード記入をお願いした。一方、館内イベントは感染防止の観点から引き続き中止した。

(2) 第2波（令和2年6月10日～令和2年9月13日）

令和2年6月12日からは、利用の制限の一部緩和（短時間利用＝2時間以内、視聴ブース・対面朗読の利用再開）を行った。引き続き、感染拡大防止の

館内環境（手指用消毒液の設置、ビニールカーテン・パーテーションの設置、定期的な換気など）を整備した上で開館し、サービスを提供した。

7月1日からは開館時間を通常の午後8時までとするとともに、利用時間を3時間以内に緩和した。また、館内イベントは感染防止対策を講じて順次再開した。

(3) 第3波（令和2年9月14日～令和3年2月22日）

緊急事態宣言の発出に伴い令和2年12月24日から再び臨時休館し、12月23日までに予約された資料の貸出について特設窓口を設置し行った。なお、郵送貸出サービス及びウェブサイト・電話・FAX・郵送によるレファレンスサービスは継続した。館内イベントは中止した。

令和3年1月8日から所蔵資料の予約を再開し、特設窓口で貸出を行った。また、イベントのうちZoomによるセミナーを実施した。

(4) 第4波（令和3年2月23日～令和3年6月10日）

緊急事態宣言が令和3年3月21日に解除されたことを受け、3月23日から再び利用に制限（マスク着用、短時間利用＝3時間以内、閲覧席の間引きなど）を設けるとともに、感染拡大防止の館内環境（手指用消毒液の設置、ビニールカーテン・パーテーションの設置、定期的な換気など）を整備した上で開館（通常の午後7時まで）し、サービスを提供した。なお、映画会などのイベントは4月20日から一時再開したが4月28日から再度中止した。

(5) 第5波（令和3年6月11日～令和3年12月14日）

映画会などのイベントを令和3年6月21日から感染防止対策を講じ再開した。引き続き、利用の制限を設けるとともに、感染拡大防止の館内環境を整備した上で開館し、サービスを提供した。

(6) 第6波（令和3年12月15日～令和4年6月5日）

引き続き、利用の制限を設けるとともに、感染拡大防止の館内環境を整備した上で開館し、サービスを提供した。

(7) 第7波（令和4年6月6日～令和4年10月7日）

引き続き、利用の制限を設けるとともに、感染拡大防止の館内環境を整備した上で開館し、サービスを提供した。なお、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更を踏まえ、令和4年9月30日をもって連絡カードを廃止した。また、イベントの参加人数制限を緩和した。

- (8) 第8波（令和4年10月8日～令和5年5月7日）※5類移行時点を暫定的な終期とする
令和5年3月1日から利用制限のうち利用時間を4時間以内に緩和した。
また、マスクの着用に関する国の方針変更に伴い、令和5年3月13日以降はマスクの着用について利用者個人の判断に委ねるものとした。

3 実施上の課題と対応

図書館で開催するイベントは、参加人数や対話の有無・程度、実施会場の広さなどの違いがあったことから、実施の可否を含めた必要な対策の判断に苦慮した。また、開館時には、感染防止対策を講じる上で、利用者の理解・協力を得る必要があったことから、日本図書館協会における業種別ガイドラインや「図書館 彩の国『新しい生活様式』安心宣言」を参考に、ホームページへの掲載や館内の掲示、館内アナウンス等により感染防止対策への協力を依頼した。

4 ICTの活用

これまで対面で行っていた講座やイベントについてライブ配信や動画配信など、インターネットを活用した新たな形での事業開催に取り組んだ。

5 広報・関係機関への周知

適宜県立図書館ホームページや館内掲示、館内放送により利用者へ周知した。

6 自己評価

感染流行初期等における一時的な休館はやむを得なかったが、日本図書館協会における業種別ガイドラインや「図書館 彩の国『新しい生活様式』安心宣言」を参考に、感染防止対策を実施し、図書館機能（貸出サービス、情報検索サービスなど）を一定程度維持しつつ、感染拡大防止を図れた。

7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

従来型の図書館は来館しなければ受けることができないサービスが中心であり、外出制限等の環境下においては十分に図書館サービスを提供できなかった。感染流行時における図書館機能は、外出制限等の環境下にある県民の健康的な生活の維持に重要な役割を果たすものと考えられることから、今後は、電子書籍の導入やオンラインによるサービス提供など、非来館型のサービスを充実させる必要があり、環境整備のための国の支援が必要である。

8 根拠法令・事務連絡等

図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月14日公表 日本図書館協会）

9 事業費・財源

なし

10 5類移行に伴う対応

令和5年5月8日、5類移行に伴い、職員のマスクの着用・手洗いや手指の消毒、手指用消毒液の設置などの感染防止対策を継続する一方で、開館にあたって実施していた時間制限やイベントの人数制限を解除した。また、各カウンターに設置していた衝立やビニールカーテンの撤去を行った。併せて、ホームページなどを通じて、利用者に対して、以下の事項への理解・協力を依頼した。

- ・ 発熱などがある場合の利用自粛
- ・ 咳エチケット、手洗い、手指の消毒
- ・ 換気のための常時の窓開け（一部）

その他の県有施設における感染防止対策

〔 県立げんきプラザ 〕

1 概要

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ観点から、2度にわたり臨時休所を実施した。臨時休所時は宿泊イベント等のすべての事業を中止した。

また、開所時には基本的な感染防止対策を講じた上で、利用制限（マスクの着用、利用人数の制限等）を設けながらサービスの提供を行った。

2 経緯・取組内容

（1）第1波（令和2年2月1日～令和2年6月9日）

令和2年2月26日の国からの全国的なスポーツ・文化イベント等の中止、延期、規模縮小等の要請を受け、感染防止の観点から、2月29日からすべての事業を中止し、臨時休所とした。

（2）第2波（令和2年6月10日～令和2年9月13日）

体験活動を行う施設であるため、再開には十分な感染防止対策の検討と環境整備が必要であったことから、緊急事態宣言解除後も、令和2年6月30日まで臨時休所を継続した。7月1日から利用の制限（日帰り利用のみ、マスク着用、利用者人数の制限、など）を設けるとともに、感染防止のための施設内環境（手指用消毒液の設置、アクリルパーテーションの設置、換気設備の設置など）を整備した上で開所し、サービスを提供した。

また、9月1日からは利用の制限（マスク着用、利用者人数の制限など）を設け、宿泊利用を段階的に再開した。

（3）第3波（令和2年9月14日～令和3年2月22日）

緊急事態宣言の発出に伴い12月24日から再び臨時休所した。

（4）第4波（令和3年2月23日～令和3年6月10日）

緊急事態宣言が令和3年3月21日に解除されたことを受け、再び利用に制限（マスク着用、利用人数の制限、など）を設けるとともに、感染防止のための館内環境（手指用消毒液の設置、ビニールカーテン・パーテーションの設置、換気設備の設置など）を整備した上で、開所し、サービスを提供した。

宿泊利用は、開所時点で予約済みのケースのみ利用可とし、新規利用を制限した。

(5) 第5波（令和3年6月11日～令和3年12月14日）

宿泊利用は、予約済みのケースのみ利用可とし、新規利用を制限した。

令和3年10月15日からは、一律に制限していた利用人数を活動内容によって判断することとし、利用制限を一部緩和するとともに、新規宿泊利用の受付も再開した。

(6) 第6波（令和3年12月15日～令和4年6月5日）・第7波（令和4年6月6日～令和4年10月7日）

引き続き、利用に制限（マスク着用、活動内容によって利用人数を制限、など）を設けるとともに、感染防止のための館内環境（手指用消毒液の設置、ビニールカーテン・パーテーションの設置、換気設備の設置など）を整備した上で開所し、サービスを提供した。

(7) 第8波（令和4年10月8日～令和5年5月7日）※5類移行時点を暫定的な終期とする

マスクの着用に関する国の方針変更に伴い、令和5年3月13日以降はマスクの着用について利用者個人の判断に委ねるものとした。

3 実施上の課題と対応

げんきプラザは、主に体験活動を行う目的の施設であり、実施会場（屋内外・広さ）、参加人数や対話・身体的接触の有無・程度、などの違いがあったことから、各活動の実施の可否を含めた必要な対策の判断に苦慮した。

体験活動実施にあたり、感染防止を徹底するためには、利用者の理解・協力を得ることが不可欠であったことから、国立青少年教育振興機構における感染防止対策ガイドライン（令和2年5月18日発表 国立青少年教育振興機構）を参考に、ホームページへの掲載、施設内の掲示、体験活動前後でのアナウンス等により感染防止対策への協力を依頼した。

4 ICTの活用

ホームページを活用した情報発信を行った。

5 広報・関係機関への周知

適宜げんきプラザホームページや館内掲示、館内放送により利用者へ周知した。

6 自己評価

感染流行初期等における一時的な休所はやむを得なかったが、「国立青少年

教育振興機構における感染防止対策ガイドライン」などを参考に、感染防止対策を実施し、体験活動を行う社会教育施設としての機能を一定程度維持しつつ、感染拡大防止を図れた。

7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

げんきプラザは実際に宿泊や体験活動を行うことを目的とした施設であり、人の行動が制限される環境下においては十分にサービスを提供できないことから、社会教育施設としての機能を維持していくため、国において、行動制限下においても可能な活動や実施の条件などの一定の目安を速やかに示すべきである。

8 根拠法令・事務連絡等

国立青少年教育振興機構における感染防止対策ガイドライン（令和2年5月18日発表 国立青少年教育振興機構）

9 事業費・財源

なし

10 5類移行に伴う対応

令和5年5月8日、5類移行に伴い、職員のマスクの着用、手洗いや手指の消毒及び検温スタンド・手指用消毒液の設置などの感染防止対策を継続する一方で、各施設における利用制限（合唱禁止など）や宿泊受入制限の廃止及び各所に設置していたパーティションの撤去を行った。また、一部施設を除き館内での食事を可能とした。併せて、ホームページなどを通じて、利用者に対して、以下の事項への理解・協力を依頼した。

- ・ 発熱などがある場合の利用自粛
- ・ 咳エチケット、手洗い、手指の消毒
- ・ 宿泊等利用時の換気

その他の県有施設における感染防止対策

県立博物館、美術館、さいたま文学館、文書館

1 概要

県立博物館、美術館、さいたま文学館、文書館では、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ観点から、2度にわたり臨時休館を実施した。この間、「#おうちでミュージアム」と題し、SNSを通じて各館の企画展や収蔵資料の解説動画、画像などを公開した。

また、開館時には基本的な感染防止対策を講じながら展覧会等の事業を実施した。

2 経緯・取組内容

(1) 第1波（令和2年2月1日～令和2年6月9日）

令和2年2月26日に国が、全国的なスポーツ・文化イベント等の中止、延期、規模縮小等を要請し、国立博物館・美術館にも休館を要請した。本県においても新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ観点から、県立博物館、美術館、さいたま文学館、文書館を2月29日から臨時休館とした。

休館中は、外出自粛で自宅にいる方に向けて県立博物館・美術館等を紹介するため、「#おうちでミュージアム」と題し、SNSを通じて各館の企画展や収蔵資料の解説動画、画像などを公開した。

5月15日、緊急事態宣言が5月31日まで延長される中、県民の健康的な生活を維持するため、県として、事前予約による図書の貸出しについては徹底した感染防止策を講じることを前提に制限を緩和することを決定し、5月19日から文書館における事前予約による資料閲覧を再開した。博物館等は引き続き休館を継続した。

5月26日、緊急事態宣言解除（5月25日）を受け、歴史と民俗の博物館、川の博物館を先行して再開した。両館の実施状況を踏まえ、6月2日に、さいたま史跡の博物館、嵐山史跡の博物館、自然の博物館、近代美術館、さいたま文学館を再開した。

開館に当たっては、公益財団法人日本博物館協会による「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を踏まえ、埼玉県博物館連絡協議会で策定した「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」に沿った感染拡大防止対策を行った。

具体的には、各施設とも、複数の人が手を触れる場所の消毒や、受付に飛沫防止シートを設置するなどの感染防止対策を徹底した。また、入館者に対して入口での検温、手指消毒を実施し、マスク着用や入館者カード（氏名・連絡先）の記入をお願いした。さらに、座席を使用するイベント・行事は、前後左右の

座席間隔を空ける等の配慮を行って実施した。その他、施設ごとに、滞在時間や入館者数の制限など3密を生じさせないための対策を講じた。

(2) 第2波（令和2年6月10日～令和2年9月13日）

ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底した上で開館した。

(3) 第3波（令和2年9月14日～令和3年2月22日）

緊急事態宣言の発出に伴い、令和2年12月24日から再び県立博物館、美術館、さいたま文学館、文書館を臨時休館とした。

休館中は、「#おうちでミュージアム」により、SNSを通じて各館の企画展や収蔵資料の解説動画、画像などを公開し、来場しなくても楽しむ・学ぶことができるサービスを提供した。

(4) 第4波（令和3年2月23日～令和3年6月10日）

令和3年3月23日、緊急事態宣言解除（3月21日）を受け、県立博物館・美術館等について3月23日（火）から（さいたま文学館は館内整備のため3月24日（水）から）再開した。

開館に当たっては、引き続きガイドライン等に基づく対策を徹底した。

また、新型コロナウイルス感染症への感染防止対策のため、令和4年4月以降、博物館、美術館等において、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用して二酸化炭素濃度測定器、消毒液、空気清浄機等の整備を行った。

(5) 第5波（令和3年6月11日～令和3年12月14日）・第6波（令和3年12月15日～令和4年6月5日）

ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底した上で開館した。

(6) 第7波（令和4年6月6日～令和4年10月7日）

令和4年9月8日、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更を踏まえた日本博物館協会による「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」の改訂を受け、埼玉県博物館連絡協議会において安心宣言の運用を一部変更し、入館者カードへの記入の要請をお願いしないこととした。その他の感染防止対策は引き続き実施した。

(7) 第8波（令和4年10月8日～令和5年5月7日）※5類移行時点を暫定的な終期とする

マスクの着用については、国の方針変更に伴い、埼玉県博物館連絡協議会に

において安心宣言の運用を一部変更し、令和5年3月13日からマスク着用は個人の判断に委ねることを基本とすることとした。

3 実施上の課題と対応

臨時休館の実施に際しては、国の動向や感染症の拡大状況などを勘案して迅速に決定し、公表する必要があった。他の県有施設の関係課とも緊密に連携しながら対応した。

開館時には、感染防止対策を講じる上で、来館者の理解・協力を得る必要があったことから、公益財団法人日本博物館協会による「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」等を参考に、ホームページへの掲載や館内の掲示、館内アナウンス等により感染防止対策への協力を依頼した。

4 ICTの活用

外出自粛で自宅にいる方に向けて県立博物館・美術館等を紹介するため、「#おうちでミュージアム」と題し、SNSを通じて各館の企画展や収蔵資料の解説動画、画像などを公開した。

5 広報・関係機関への周知

各施設のHPや報道発表により施設の臨時休館等について周知した。

6 自己評価

感染流行初期等における一時的な休館はやむを得なかったが、臨時休館中には、外出自粛で自宅にいる方に向けて県立博物館・美術館等を紹介するため、「#おうちでミュージアム」と題し、SNSを通じて各館の企画展や収蔵資料の解説動画や画像などを公開することで、博物館等の教育的機能などを一定程度維持しつつ、感染拡大防止を図れた。また、このことは、博物館等の新たなサービス提供方法の創造につながった。

また、開館時は、基本的な感染防止対策を講じながら展覧会等の事業を実施することで、クラスターの発生を防ぎながら文化芸術に触れる機会を提供することができた。

7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題・国へ提言すべき事項

従来型の博物館等は来館しなければ受けることができないサービスが中心であり、外出制限等の環境下においては十分なサービスを提供できなかった。感染流行時においても博物館等の教育的機能等を維持していくために、今後とも、「#おうちでミュージアム」のような非来館型のサービスを充実させる

必要があり、そのための全国的なプラットフォームの整備や財政的支援などの継続的な国の支援が必要である。

8 根拠法令・事務連絡等

博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月14日公表 日本博物館協会）

9 事業費・財源

国の交付金等を活用した感染防止対策用物品の整備費

事業費 令和4年度 3,384千円

財源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（2分の1）
文化芸術振興費補助金（2分の1）

10 5類移行に伴う対応

令和5年5月8日、5類移行に伴い、職員のマスクの着用・手洗いや手指の消毒、手指用消毒液の設置などの感染防止対策を継続する一方で、開館にあたって実施していた人数制限や時間制限を解除した。また、ホームページなどを通じて、来館者に対して、以下の事項への理解・協力を依頼した。

- ・ 発熱などがある場合の来館自粛
- ・ 咳エチケット、手洗い、手指の消毒
- ・ 展示ケースや台、壁等に触れないこと

なお、変更にあたっては、公益財団法人日本博物館協会による「新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う博物館における感染予防の基本の方針」を参考とした。

また、「#おうちでミュージアム」における公開コンテンツの更新等を継続し、引き続き、非来館型のサービスの充実を行っている。